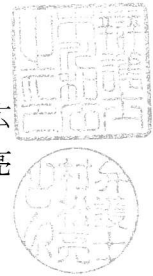


平成 28 年 6 月 15 日

兵庫県神戸市中央区橋通二丁目 1 番 9 号
グリーンビル 3 階
すずらん法律事務所
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
代理人弁護士 北村 拓也 先生

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
新国際ビル 9 階
二重橋法律事務所
電話 03-5218-2084
FAX 03-5218-2085
株式会社ビケンコ
代理人弁護士 木川 和広
同 村松 亮



ご 連 絡

平成 28 年 2 月 2 日付け「消費者契約法第 41 条第 1 項に基づく請求書」でのご指摘を踏まえて、当社は、「ハッピーマジック」の定期便コースについて、商品の販売方法を変更し、1 回目の商品の配送以降は自由に解約が可能とすることといたしました。

修正後の LP（ランディングページ）及び最終確認画面の具体的な内容については、追って近日中にご報告いたします。

以上

平成 28 年 6 月 15 日

兵庫県神戸市中央区橋通二丁目 1 番 9 号
グリーンビル 3 階
すずらん法律事務所
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
代理人弁護士 北村 拓也 先生

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
新国際ビル 9 階
二重橋法律事務所
電話 03-5218-2084
FAX 03-5218-2085
株式会社 JBS コスメティック
代理人弁護士 木川 和広
同 村松 亮



ご 連 絡

平成 28 年 2 月 2 日付け「消費者契約法第 41 条第 1 項に基づく請求書」でのご指摘を踏まえて、当社は、「ミエルドアンジュ」の定期便コースについて、以下のとおり、LP（ランディングページ）及び最終購入確認画面の内容を修正いたします。

- ① 定期的に複数回の商品の購入が義務付けられることを明記する。
- ② 初回のみならず、2 回目以降に配送される商品の代金を明記する。
- ③ 商品を①の所定の回数購入した場合に支払うことになる代金の総額を明記する。
- ④ 最終購入確認画面における購入金額の表示の直下に、③の代金の総額を明記する。

修正後の LP 及び最終確認画面の具体的な内容については、追って近日中にご報告いたします。

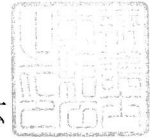
なお、「ミエルドアンジュ」の定期便コースについては、本年 6 月末日をもって、1 回目の商品の配送以降は自由に解約が可能なコースに変更する予定であることを申し添えます。

以上

平成 28 年 6 月 15 日

兵庫県神戸市中央区橋通二丁目 1 番 9 号
グリーンビル 3 階
すずらん法律事務所
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
代理人弁護士 北村 拓也 先生

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
新国際ビル 9 階
二重橋法律事務所
電話 03-5218-2084
FAX 03-5218-2085
株式会社クワンジャパン
代理人弁護士 木川 和広
同 村松 亮



ご 連 絡

平成 28 年 2 月 2 日付け「消費者契約法第 41 条第 1 項に基づく請求書」でのご指摘を踏まえて、当社は、「キュートミー」、「クレンジング酵素 0」及び「ヴィーナスポディ」の定期便コースについて、以下のとおり、LP（ランディングページ）及び最終購入確認画面の内容を修正いたします。

- ① 定期的に複数回の商品の購入が義務付けられることを明記する。
- ② 初回のみならず、2 回目以降に配送される商品の代金を明記する。
- ③ 商品を①の所定の回数購入した場合に支払うことになる代金の総額を明記する。
- ④ 最終購入確認画面における購入金額の表示の直下に、③の代金の総額を明記する。

修正後の LP 及び最終購入確認画面の具体的な内容については、追って近日中にご報告いたします。

以上